

## 民法（相続法）の改正の意義とその概要

平成30年7月6日に成立した「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第73号）（以下「改正相続法」といいます。）は、民法第5編「相続」について、配偶者の法定相続分の引き上げ、寄与分制度の新設等を行った昭和55年の改正以来35年振りの大きな改正となりました。

この間、平均寿命の伸長により社会全体の高齢化が進展するなど、社会経済全体の変化が生じており、このような変化に対応するために、人が死亡した場合の財産承継の基本的なルールである「相続法」について大きな見直しがおこなわれましたが、その内容は、①配偶者保護を目的とする制度の創設、②遺言の利用を促進するための方策、③相続人を含む利害関係人の実質的公平を図るための見直しの大きく三点にまとめることができます。

改正相続法は、昨年（2020年）7月10日の自筆証書遺言の保管制度の開始によりすべての制度が施行となりましたので、上記の三点を中心として改正の意義と概要についての情報をお届けいたします。なお、配偶者居住権の評価等をはじめ相続税、所得税と関わる問題点につきましては、その主な項目について改めてその情報をお届けします。

### I 配偶者を保護するための新たな制度の創設

#### 1 配偶者の居住権を短期的に保護する方策（配偶者短期居住権）

- 配偶者は、相続開始時に無償で居住していた被相続人所有の建物（居住建物）については、次の期間、その居住建物を無償で使用できる権利を取得します。
  - ①配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間（ただし、最低6か月間は保障）
  - ②居住建物が第三者に遺贈された場合や配偶者が相続放棄した場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6か月

#### 2 配偶者の居住権を長期的に保護する方策（配偶者居住権）

- 配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（配偶者居住権）が創設されました。
- 配偶者居住権は、①遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき、②配偶者居住権が遺贈（死因贈与を含む。）の目的とされたときに取得するものとされました。

### 3 長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護する施策

- 婚姻期間が20年以上である配偶者の一方から他方に対し、その居住の用に供する建物・土地（居住用不動産）を遺贈又は贈与した場合については、原則として計算上遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとして取り扱わなくてもよいこととされ、結果的に配偶者はより多くの財産を取得することができることとされました。

## Ⅱ 遺言の利用を促進するための方策

### 1 自筆証書遺言の方式緩和

- 遺言書全文を自書することは、特に財産が多数ある場合には相当の負担となっていました。自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付すること、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付することができるようになりました。

### 2 自筆証書遺言書保管制度の創設

- 自筆遺言証書は、従前から紛失、隠蔽等のおそれなどの問題点が指摘されていたところから、これを法務局において保管する制度が新設されました。
- 遺言書保管制度の利用者は、直接法務局に出頭して遺言書原本の保管の申請を行います。申請後はいつでも遺言書の原本又はその画像データを閲覧することができ、また、保管申請の撤回や返還請求を行うこともできます。
- 遺言者が死亡した場合には、誰でも自己に関係する遺言書の有無を確認することができる。とともに、相続人等は該当する遺言書の写し等の交付請求及び原本の閲覧を行うことができます。（閲覧等があった場合、他の相続人等に対して遺言書の保管の事実が通知されます。）

### 3 遺言執行者の権限を明確化

- 遺言執行者の職務は遺言の内容を実現すること、遺言執行の効果は相続人に対して直接にその効力を生ずること、遺贈の履行は遺言執行者のみが行うことができることなど、遺言執行人の法的な地位が明確化されました。
- 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく遺言の内容を相続人に通知しなければならないこととされました。
- 特定財産承継遺言（いわゆる「相続させる」旨の遺言）がなされた場合、
  - ・遺言執行者は対抗要件を備えるために必要な行為（登記等）ができること、
  - ・預貯金債権である場合には預貯金の払戻しや解約の申し入れの権限があること、が明文化されました。

### 4 遺留分制度の見直し

- 改正前において、遺留分減殺請求権が行使されるとその限度において遺贈・贈与の効力が失われる結果、目的とされた財産は現物返還され（物権的効力）、受遺者又は受贈者と遺留分権利者との共有になることが多く新たな紛争の原因となるなどの問題がありました。

- 改正相続法では、遺贈・贈与の効力は維持したうえで遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求できる（債権的効力）遺留分侵害額請求権としました。
- 上記の金銭を直ちに準備できない受遺者又は受贈者の請求により裁判所は金銭の支払いに相当の期限を許与することができることとされました。
- 遺留分の額や遺留分侵害額の算定方法が明確化されるとともに、遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の範囲について、相続人に対する贈与については相続開始前10年間に行われた、婚姻もしくは生計の資本等として受けた贈与（特別受益）の価額に限って財産の価額に算入されることとされました。

## Ⅲ 相続人を含む利害関係人の実質的公平を図るための見直し

### 1 相続開始後の共同相続人による財産処分について

- 遺産分割の手続きは遺産分割時に実際に存在する財産を共同相続人間で分配する手続きとされていますので、相続開始後遺産分割前に財産を処分した相続人は、他の相続人より取得財産額が増えるといった不公平が問題とされていました。
- 改正相続法では、共同相続人の同意（財産を処分した相続人の同意は不要）により、処分された財産を遺産分割の対象とすることができることとされました。

### 2 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策（特別の寄与）

- 被相続人に対して療養看護等の貢献があった相続人については相続財産から分配を受ける「寄与分の制度」がありましたが、例えば相続人の妻などの療養看護の貢献に対しては分配する方法がないなどの不公平が指摘されていました。
- 改正相続法では、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（特別寄与者）は、相続開始後に相続人に対して特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払いを請求できることとされました。

## Ⅳ その他の制度の見直し

### 1 相続された預貯金債権の払戻しを認める制度

- 相続された預貯金債権は、平成28年12月19日最高裁大法廷決定により、遺産分割の対象となる財産として、共同相続人による単独での払戻しができないこととされており、生活費、葬儀費用の支払及び相続財務の弁済などに支障をきたすなどの不都合がありました。
- 改正相続法では、遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるように、次の二つの制度を設けることとしました。
  - (1) 預貯金債権の一定割合については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口において支払いを受けられる。
  - (2) 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の要件を緩和する。

## 2 相続の効力等に関する見直しについて

- 改正前において、特定財産承継遺言（いわゆる「相続させる」旨の遺言）や相続分の指定がされた場合のように、遺言による権利変動のうち相続を原因とするものについては、判例によって、登記等の対抗要件を備えなくてもその権利の取得を第三者に対抗できることとされていましたが、遺言の有無や内容を知る手段を持たない相続債権者等に不測の損害を与える恐れがあるとの指摘がなされていました。
- 改正相続法は、相続を原因とする権利変動についても、これによって利益を受ける相続人は、登記等の対抗要件を備えなければ法定相続分を超える権利の取得を第三者に主張することができないこととされました。

### 《改正民法（相続法）の施行期日》

- 原則として、2019年（令和元年）7月1日
- ただし、
  - Ⅱの1「自筆証書遺言の方式緩和」 2019年（平成31年）1月13日
  - Ⅰ 「配偶者を保護するための新たな制度の創設」  
2020年（令和2年）4月1日
  - Ⅱの2「自筆証書遺言書保管制度の創設」  
2020年（令和2年）7月10日

#### 〔参照参考文献〕

- 法務省 HP 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について（相続法の改正）  
（平成30年7月13日 法務省民事局）  
「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の概要」説明及びPDF資料  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00222.html#A001](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html#A001)
- 東京弁護士会 HP LIBRA ON LINE LIBRA 2019年5月号  
特集「すっきり早わかり 相続法改正」  
[https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2019\\_05/p02-25.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2019_05/p02-25.pdf)
- 「一問一答 新しい相続法〔第2版〕平成30年民法等(相続法)改正、遺言書保管法の解説」  
堂蘭幹一郎、野口宜大著（2020.10.15発行 商事法務）

〔担当窓口〕 GTM グループ 会計税務相談室 高田治樹 E-mail [gtm@gtmri.co.jp](mailto:gtm@gtmri.co.jp)